

議案第39号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1環境林務部の表に次のように加える。

7	かごしま林業大学の研修に関する事務	かごしま林業大学の研修手数料	1人につき年額118,800円
---	-------------------	----------------	-----------------

別表第1商工労働水産部の表10の項の(1)のエの(ウ)のb中「1,580円」を「1,600円」に改め、同項の(6)のイの(イ)のb中「830円」を「840円」に、「10,200円」を「10,400円」に改め、同項の(6)のイの(イ)のc中「730円」を「740円」に、「8,500円」を「8,600円」に改める。

別表第1農政部の表10の項中「7,000円」を「7,400円」に改める。

別表第1土木部の表8の項を次のように改める。

8	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省	(1) 法第12条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等又は同法第30条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等の工事許可申請手数料	次に掲げる盛土又は切土を行う土地の面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額 ア 面積が500平方メートル以内のもの 21,000円 イ 面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 32,000円 ウ 面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 44,000円 エ 面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 62,000円 オ 面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 72,000円 カ 面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
---	--	---	-----------------------	---

令 第 3 号。以下 この項に おいて 「省令」 という。） の施行に 関する事 務			96,000円 キ 面積が10,000平方メートルを超え 20,000平方メートル以内のもの 150,000円 ク 面積が20,000平方メートルを超え 40,000平方メートル以内のもの 228,000円 ケ 面積が40,000平方メートルを超え 70,000平方メートル以内のもの 354,000円 コ 面積が70,000平方メートルを超え 100,000平方メートル以内のもの 498,000円 サ 面積が100,000平方メートルを超え るもの 642,000円
	(2) 法第12条第1項 又は第30条第1項 の規定に基づく土 石の堆積に関する 工事の許可の申請 に対する審査	土石の堆 積工事許 可申請手 数料	次に掲げる土石の堆積を行う土地の面積 の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げ る金額 ア 面積が500平方メートル以内のもの 16,000円 イ 面積が500平方メートルを超え1,000 平方メートル以内のもの 18,000円 ウ 面積が1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの 21,000円 エ 面積が2,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以内のもの 24,000円 オ 面積が3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの 34,000円 カ 面積が5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの 37,000円 キ 面積が10,000平方メートルを超え 20,000平方メートル以内のもの

		44,000円 ク 面積が20,000平方メートルを超え 40,000平方メートル以内のもの 58,000円 ケ 面積が40,000平方メートルを超え 70,000平方メートル以内のもの 78,000円 コ 面積が70,000平方メートルを超え 100,000平方メートル以内のもの 114,000円 サ 面積が100,000平方メートルを超えるもの 138,000円
(3) 法第16条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等又は同法第35条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等の工事変更許可申請手数料	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した金額（当該金額が642,000円を超えるときは642,000円） ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）盛土又は切土を行う土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土を行う土地の面積、盛土又は切土を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土又は切土を行う土地の面積）に応じ、この項の(1)の金額の欄に掲げる金額の10分の1に相当する額 イ 盛土又は切土を行う土地に新たな土地を編入することに伴う宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更新たに編入される土地の面積に応じ、この項の(1)の金額の欄に掲げる金額に相当する額 ウ その他の変更 11,000円
(4) 法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する	土石の堆積工事変更許可申請手数料	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した金額（当該金額が138,000円を超えるときは138,000円） ア 土石の堆積に関する工事の設計の変

		工事の計画の変更 の許可の申請に 対する審査	更（イのみに該当する場合を除く。） 土石の堆積を行う土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積を行う土地の面積，土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積）に応じ，この項の(2)の金額の欄に掲げる金額の10分の1に相当する額 イ 土石の堆積を行う土地に新たな土地を編入することに伴う土石の堆積に関する工事の設計の変更 新たに編入される土地の面積に応じ，この項の(2)の金額の欄に掲げる金額に相当する額 ウ 土石の堆積に関する工事の完了予定年月日の変更（当該工事の完了予定年月日が許可の日から起算して5年を超える場合に限る。） 土石の堆積を行う土地の面積に応じ，この項の(2)の金額の欄に掲げる金額に相当する額 エ その他の変更 11,000円
	(5) 法第18条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等又は同法第37条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の中間検査の申請に対する審査	中間検査 申請手数料	次に掲げる盛土又は切土を行う土地の面積の区分に応じ，それぞれ当該区分に掲げる金額 ア 面積が500平方メートル以内のもの 10,000円 イ 面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 11,000円 ウ 面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 12,000円 エ 面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 13,000円 オ 面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

			15,000円 カ 面積が5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの 16,000円 キ 面積が10,000平方メートルを超え 20,000平方メートル以内のもの 17,000円 ク 面積が20,000平方メートルを超え 40,000平方メートル以内のもの 23,000円 ケ 面積が40,000平方メートルを超え 70,000平方メートル以内のもの 37,000円 コ 面積が70,000平方メートルを超え 100,000平方メートル以内のもの 53,000円 サ 面積が100,000平方メートルを超え るもの 72,000円
	(6) 省令第88条の規定に基づく証明書の交付	証明書の 交付手数料	480円
	(7) 盛土規制法調書の写しの交付	盛土規制 法調書の 写しの交 付手数料	480円

別表第1 教育庁の表1の項の(1)中「並びに第16条第1項」を「, 第16条第1項並びに第16条の2」に改め, 同項の(2)及び(3)中「第6項」の次に「並びに第16条の2」を加える。

附 則

この条例中別表第1の改正規定(別表第1 土木部の表の改正規定を除く。)は令和7年4月1日から, その他の規定は同年5月1日から施行する。

(提案理由)

宅地造成及び特定盛土等規制法等の改正等に伴い, 所要の改正をしようとするものである。